太田市契約保証金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太田市が締結する工事請負契約及び建設関連業務委託契約(以下「工事請 負契約等」という。)に必要な契約保証の取扱いについて、太田市契約規則(平成17年太田市 規則第75号)第21条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(契約保証の範囲)

第2条 契約保証を行う工事請負契約等は、設計金額が300万円以上とする。

(契約保証の内容)

第3条 契約保証は、請負代金額(建設関連業務委託契約にあっては、「業務委託料」と読み替えるものとする。以下同じ。)の100分の10以上の金銭的履行保証を受注者に求めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、請負代金額の100分の30以上の役務的履行保証を受注者に求めるものとする。

(契約保証の方法)

- 第4条 契約保証の方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 前号に代わる担保となる有価証券(国又は地方公共団体が発行する債券に限る。)の提供
 - (3) 金融機関等の保証
 - (4) 公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 履行保証保険契約の締結
 - (6) 保証事業会社の保証
- 2 複数の方法による保証及び契約途中での保証方法の変更は、認めないものとする。 (契約保証金等の提出)
- 第5条 市長は、前条第1項第1号又は第2号の規定による契約保証の場合は、契約保証金等提出書(様式第1号)を提出させるものとする。
- 2 市長は、工事目的物(建設関連業務委託契約の場合にあっては、「成果物」と読み替えるものとする。以下同じ。)の引渡しを受けたときは、受注者から契約保証金払出請求書(様式第2号)を提出させ、前条第1項第1号により提出された契約保証金を受注者に返還するものとする。 (保証書等の取扱い)
- 第6条 市長は、第4条第1項第2号から第6号のいずれかの契約保証による場合は、受注者からその保証に係る債券、保証書、保証証書又は証券(以下「保証書等」という。)を提出させ、工事目的物の引渡しを受けるまでの間、保管するものとする。なお、保証証書の提出には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証の保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を含むものとする。
- 2 市長は、工事目的物の引渡しを受けたときは、前項により保管している保証書等を受注者に 返還し、有価証券に係る受領書(様式第3号)又は保証書に係る受領書(様式第4号)を徴す るものとする。ただし、第4条第1項第4号から第6号の契約保証による場合は、保証書等の 返還は行わないものとする。

(変更契約の取扱い)

第7条 変更契約に伴う契約保証の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 請負代金額の増額変更を行う場合(履行期間の末に行われるものは除く。)で、当初請負代金額と増額変更後の請負代金額との差額が当初請負代金額の3割を超えるときは、契約保証の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額するものとする。
- (2) 請負代金額の減額変更を行う場合(履行期間の末に行われるものは除く。)で、受注者から要求があったときは、契約保証の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に保たれる範囲で減額するものとする。
- (3) 履行期間の延長を行う場合で、保証期間が変更後の履行期間を含まないときは、当該保証期間を変更後の履行期間を含むように延長するものとする。ただし、第4条第1項第6号による契約保証の場合は、契約保証期間の延長は行わないことができる。
- (4) 履行期間の短縮を行う場合で、受注者から要求があったときは、保証期間を変更後の履行期間を含むように短縮するものとする。ただし、第4条第1項第6号による契約保証の場合は、契約保証期間の短縮は行わないことができる。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞が生じた場合で、履行期間経過後相当期間内に工事(建設関連業務委託契約の場合にあっては、「業務」と読み替えるものとする。以下同じ。)を完成(建設関連業務委託契約の場合にあっては、「完了」と読み替えるものとする。)させようとするときは、工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長するものとする。ただし、第4条第1項第6号による場合は、契約保証期間の延長は行わないことができる。
- (6) 設計金額300万円未満の工事請負契約等において、増額変更により請負代金額が300 万円以上となったとしても契約保証は行わないものとする。

(契約保証の取扱事務)

第8条 契約保証の取扱事務は、契約担当課が行うものとする。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附即

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月15日から施行する。

契約保証金等提出書

年 月 日

(宛先)

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

ED

年 月 日落札(決定)した下記の工事(業務委託)について、太田市と契約を締結したいので、下記のとおり契約保証金等を提出します。

記

1	案 件 番 号		
2	履 行 名 称		
3	履 行 場 所		-
4	請 負 代 金 額 金 (うち取引に係る消費税及び地	<u>円</u> 方消費税の額 <u>金</u>	円)
5	契約保証金額 <u>金</u>	<u>円</u>	
6	区 分(いずれかの□□契約保証会]にレ印を付してください。) A	
	口关机体配金	E.	
	□有価証券	種類:	
		類 而・ 仝	Ш

契約保証金払出請求書

年 月 日

(宛先)

(請求者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

EI

下記の工事(業務委託)について、 年 月 日引渡しましたので契約 保証金の払出しを請求します。

記

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
請求金額											

案件番号	
履行名称	

次の口座へ振り替えてください。

【注意事項】

口座名義が請求者と同じ場合は、 口座名義欄は記入不要

	金融機関名	
口	本・支店名	
座	預金種別	1 普通 2 当座 3()
振込	口座番号	
- 先	フリガナ	

※検収日付	※担当	※確認
年 月 日		

※印は記入不要

5 有価証券の名称

有価証券に係る受領書

						-		-				
										年	月	日
(宛先)										
						(受注者))					
						住	所					
						商号又は名	名称					
						代表者職戶	氏名				(
)有価証券		したので、	今後、	有価証	券の滅失	、毀損	等に、	つき、
						記						
1	安	件	番	므								
1	米	17	宙	Þ								
2	履	行	名	称								
3	履	行	場	所								
4	請	負化	七金	額	金			円				
					び地方消	貴税の額 🔬	÷		<u>円</u>)			
		3.00	11 - 11	W 11754 DEDOC	0 1 11 2 11 1 2				1,4			

額面: 金 円

保証書に係る受領書

年 月 日

((宛先)	(受注者)						
		住所						
		商号又は名称						
		代表者職氏名	€					
貴職より保証書(保証内容を変更した場合には変更後の保証書を含む。)を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、毀損等につき一切の責任を負うことを約します。								
		記						
1	案 件 番 号							
2	履行名称							
3	履 行 場 所		_					
4	請負代金額 金	円						
	(うち取引に係る消費税及び地方流	肖費税の額 金	<u>円</u>)					